主眼事項及び着眼点等（指定医療型障害児入所施設等）

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
第１　一般原則		法第24条の12	
	（１）指定医療型障害児入所施設等は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（入所支援計画）及び15歳以上の障害児が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第５条第１項に規定する障害福祉サービス（第１及び第４の41において「障害福祉サービス」という。）その他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画（移行支援計画）を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しているか。	平24厚令16第３条第１項	運営規程 個別支援計画 移行支援計画 ケース記録
	（２）指定医療型障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定入所支援の提供に努めているか。	平24厚令16第３条第２項	運営規程 移行支援計画 個別支援計画 ケース記録
	（３）指定医療型障害児入所施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。）、障害福祉サービスを行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	平24厚令16第３条第３項	運営規程 個別支援計画 移行支援計画 ケース記録 福祉サービスを提供する者等との連携に努めていることが分かる書類
	（４）指定医療型障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。	平24厚令16第３条第４項	運営規程 研修計画、研修実施記録 虐待防止関係書類 体制の整備をしていることが分かる書類
第２　人員に関する基準 １　従業者の員数	指定医療型障害児入所施設に置くべき従業者	法第24条の12第１	

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
（1）医療法に規定する病院として必要とされる従業者	及びその員数は、次のとおりになっているか。 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院として必要とされる数	項 平24厚令16第52条第１項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
（2）児童指導員及び保育士	イ　総数　①又は②に掲げる指定医療型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ①又は②に定める数 ①　主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設　通じておおむね障害児の数を6.7で除して得た数以上 ②　主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設　通じておおむね障害児である乳幼児の数を10で除して得た数及び障害児である少年の数を20で除して得た数の合計数以上 ロ　児童指導員　１以上 ハ　保育士　１以上	平24厚令16第52条第１項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
（3）心理支援を担当する職員	１以上（主として重症心身障害児を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。）	平24厚令16第52条第１項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
（4）理学療法士又は作業療法士	１以上（主として肢体不自由のある児童又は重症心身障害児を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。）	平24厚令16第52条第１項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
（5）児童発達支援管理責任者	１以上	平24厚令16第52条第１項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
（6）職業指導員	主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設において職業指導を行う場合には置く	平24厚令16第52条第２項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
（7）職務の専従	（1）から（5）に掲げる従業者は、専ら当該指定医療型障害児入所施設の職務に従事する者となっているか。（ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。）	平24厚令16第52条第３項	従業者の勤務実態の分かる書類（出勤簿等）
（8）従業者の員数に関する特例	指定医療型障害児入所施設が、療養介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受け、かつ、指定入所支援と療養介護とを同一の施設において一体的に提供している場合については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。指定障害福祉サービス基準）第50条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、（1）から（7）に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	平24厚令16第52条第４項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
第３　設備に関する基準	指定医療型障害児入所施設の設備は、次のとおりとなっているか。 （1）医療法に規定する病院として必要とされる設備を有すること。	法第24条の12第２項 平24厚令16第53条第１項	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】
	（2）支援室及び浴室を有すること。	平24厚令16第53条第１項	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】
	（3）次の各号に掲げる指定医療型障害児入所施設にあっては、（1）及び（2）に掲げる設備のほか、それぞれ次の各号に掲げる設備を設けているか。（ただし、第二号の義肢装具を製作する設備にあっては、他に適当な設備がある場合は、これを置かないことができる。） 一　主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設　静養室 二　主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設　屋外	平24厚令16第53条第２項	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	遊戯場、ギブス室、特殊手工芸等の作業を支援するのに必要な設備、義肢装具を製作する設備並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備		
	（4）主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設は、その階段の傾斜を緩やかにしているか。	平24厚令16第53条第３項	平面図 【目視】
	（5）（1）から（3）に規定する設備は、専ら当該指定医療型障害児入所施設が提供する指定入所支援の用に供するものとなっているか。（ただし、障害児の支援に支障がない場合は、（2）及び（3）に規定する設備については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。）	平24厚令16第53条第４項	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】
	（6）指定医療型障害児入所施設が、療養介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受け、かつ、指定入所支援と療養介護とを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定障害福祉サービス基準第52条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、（1）から（5）に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	平24厚令16第53条第５項	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】
第４　運営に関する基準		法第24条の12第２項	
１　内容及び手続の説明及び同意	（1）指定医療型障害児入所施設は、入所給付決定保護者が指定入所支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った入所給付決定保護者（利用申込者）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定入所支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第６条第１項準用	重要事項説明書 利用契約書
	（2）指定医療型障害児入所施設は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第６条第２項準用	重要事項説明書 利用契約書 その他保護者に交付した書面
２　提供拒否の禁止	指定医療型障害児入所施設は、正当な理由がなく、指定入所支援の提供を拒んでいないか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第７条準用	適宜必要と認める資料

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
3　あっせん、調整及び要請に対する協力	指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援の利用について都道府県が行うあっせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第８条準用	適宜必要と認める資料
4　サービス提供困難時の対応	指定医療型障害児入所施設は、利用申込者に係る障害児が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第９条準用	適宜必要と認める資料
5　受給資格の確認	指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援の提供を求められた場合は、入所給付決定保護者の提示する入所受給者証によって、入所給付決定の有無、給付決定期間等を確かめているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第10条準用	受給者証の写し
6　障害児入所給付費の支給の申請に係る援助	（1）指定医療型障害児入所施設は、入所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児入所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第11条第１項準用	適宜必要と認める資料
	（2）指定医療型障害児入所施設は、入所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、給付決定期間の終了に伴う障害児入所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第11条第２項準用	適宜必要と認める資料
7　心身の状況等の把握	指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第12条準用	アセスメント記録 ケース記録
8　居住地の変更が見込まれる者への対応	指定医療型障害児入所施設は、入所給付決定保護者の居住地の変更が見込まれる場合においては、速やかに当該入所給付決定保護者の居住地の都道府県に連絡しているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第13条準用	適宜必要と認める資料
9　入退所の記録の記載等	（1）指定医療型障害児入所施設は、入所又は退所に際しては、当該指定医療型障害児入所施設の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（入所受給者証記載事項）を、その入所給付決定保護者の入所受給者証に記載しているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第14条第１項準用	適宜必要と認める資料
	（2）指定医療型障害児入所施設は、入所受給者証記載事項を遅滞なく都道府県に対し報告しているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第14条第２項準用	適宜必要と認める資料

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	（３）指定医療型障害児入所施設は、入所している障害児の数の変動が見込まれる場合においては、速やかに都道府県に報告しているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第14条 第３項準用	適宜必要と認める資料
10　サービスの提供の記録	（１）指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第15条 第１項準用	サービス提供の記録
	（２）指定医療型障害児入所施設は、（１）の規定による記録に際しては、入所給付決定保護者から指定入所支援を提供したことについて確認を受けているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第15条 第２項準用	サービス提供の記録
11　指定医療型障害児入所施設が入所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲	（１）指定医療型障害児入所施設が、入所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接入所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該入所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限っているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第16条 第１項準用	適宜必要と認める資料
	（２）（１）の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに入所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、入所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得ているか。（ただし、12の（１）から（３）までに規定する支払については、この限りでない。）	平24厚令16第57条 平24厚令16第16条 第２項準用	適宜必要と認める資料
12　入所利用者負担額の受領	（１）指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から当該指定入所支援に係る入所利用者負担額の支払を受けているか。	平24厚令16第54条 第１項	請求書 領収書
	（２）指定医療型障害児入所施設は、法定代理受領を行わない指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から、次の各号に掲げる費用の額の支払いを受けているか。 一　当該指定入所支援に係る指定入所支援費用基準額 二　当該障害児入所支援のうち障害児入所医療に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額	平24厚令16第54条 第２項	請求書 領収書
	（３）指定医療型障害児入所施設は、（１）及び（２）の支払を受ける額のほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、入所給付決定保護者から受ける	平24厚令16第54条 第３項	請求書 領収書 重要事項説明書

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	ことができる次の各号に掲げる費用の額の支払を受けているか。 一　日用品費 二　一号に掲げるもののほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの		
	（４）指定医療型障害児入所施設は、（１）から（３）の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用にかかる領収証を当該費用の額を支払った入所給付決定保護者に対し交付しているか。	平24厚令16第54条第４項	領収書
	（５）指定医療型障害児入所施設は、（３）の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入所給付決定保護者の同意を得ているか。	平24厚令16第54条第５項	重要事項説明書
13　入所利用者負担額に係る管理	指定医療型障害児入所施設は、入所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定医療型障害児入所施設が提供する指定入所支援及び他の指定障害児入所施設等が提供する指定入所支援を受けたときは、これらの指定入所支援に係る入所利用者負担額の合計額（入所利用者負担額合計額）を算定しているか。この場合において、当該指定医療型障害児入所施設は、これらの指定入所支援の状況を確認の上、入所利用者負担額合計額を都道府県に報告するとともに、当該入所給付決定保護者及び当該他の指定入所支援を提供した指定障害児入所施設等に通知しているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第18条準用	適宜必要と認める資料
14　障害児入所給付費等の額に係る通知等	（１）指定医療型障害児入所施設は、法定代理受領により指定入所支援に係る障害児入所給付費又は指定障害児入所医療費の支給を受けた場合は、入所給付決定保護者に対し、当該入所給付決定保護者に係る障害児入所給付費及び障害児入所医療費の額を通知しているか。	平24厚令16第55条第１項	通知の写し
	（２）指定医療型障害児入所施設は、法定代理受領を行わない指定入所支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定入所支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所給付決定保護者に対して交付しているか。	平24厚令16第55条第２項	サービス提供証明書の写し

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
15　指定入所支援の取扱方針	（1）指定医療型障害児入所施設は、入所支援計画及び移行支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定入所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第20条 第１項準用	適宜必要と認める資料
	（2）指定医療型障害児入所施設は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めているか。	平24厚令16第57 平24厚令16第20条 第２項準用	適宜必要と認める資料
	（3）指定医療型障害児入所施設は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしているか。	平24厚令16第57 平24厚令16第20条 第３項準用	適宜必要と認める資料
	（4）指定医療型障害児入所施設の従業者は、指定入所支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第20条 第４項準用	適宜必要と認める資料
	（5）指定医療型障害児入所施設は、その提供する指定入所支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第20条 第５項準用	適宜必要と認める資料
16　入所支援計画の作成等	（1）指定医療型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に入所支援計画の作成に関する業務を担当させているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第21条 第１項準用	個別支援計画 児童発達支援管理責任者が入所支援計画を作成していることが分かる書類
	（2）児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて入所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（アセスメント）を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第21条 第２項準用	個別支援計画 アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる記録
	（3）児童発達支援管理責任者は、アセスメン	平24厚令16第57条	アセスメントを

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	トに当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に面接しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を入所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。	平24厚令16第21条第３項準用	実施したことが分かる記録 面接記録
	（４）児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、入所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定入所支援の具体的内容、指定入所支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した入所支援計画の原案を作成しているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第21条第４項準用	個別支援計画の原案 他サービスとの連携状況が分かる書類
	（５）児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置等の活用可能。）を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第21条第５項準用	サービス担当者会議の記録
	（６）児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に対し、当該入所支援計画について説明し、文書によりその同意を得ているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第21条第６項準用	個別支援計画
	（７）児童発達支援管理責任者は、入所支援計画を作成した際には、当該入所支援計画を入所給付決定保護者に交付しているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第21条第７項準用	保護者に交付した記録 個別支援計画
	（８）児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成後、入所支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。（９）において「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも６月に１回以上、入所支援計画の見直しを行い、必要に応じて入所支援計画の変更を行っているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第21条第８項準用	個別支援計画 アセスメント及びモニタリングに関する記録
	（９）児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、入所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情	平24厚令16第57条 平24厚令16第21条第９項準用	モニタリング記録 面接記録

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	のない限り、次に定めるところにより行っているか。 一　定期的に入所給付決定保護者及び障害児に面接すること。 二　定期的にモニタリングの結果を記録すること。		
	(10)（2）、（3）、（5）から（7）まで及び（9）の規定は、（8）に規定する入所支援計画の変更について準用しているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第21条 第10項準用	(2)、(3)、(5)から(7)まで及び(9)に掲げる確認資料
16の２　移行支援計画の作成等	（1）指定医療型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作成に関する業務を担当させているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第21条 の２第１項準用	移行支援計画 児童発達支援管理責任者が移行支援計画を作成していることが分かる書類
	（2）児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、アセスメントを行い、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容の検討をしているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第21条 の２第２項準用	移行支援計画 アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる記録
	（3）児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に面接しているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を入所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第21条 の２第５項準用 平24厚令16第21条 第３項準用	アセスメントを実施したことが分かる記録 面接記録
	（4）児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成しているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第21条 の２第３項準用	移行支援計画の原案 他サービスとの連携状況が分かる書類
	（5）児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招	平24厚令16第57条 平24厚令16第21条 の２第５項準用 平24厚令16第21条 第５項準用	移行支援会議の記録

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	集して行う会議（テレビ電話装置等の活用可能。）を開催し、移行支援計画の原案について意見を求めているか。		
	（６）児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に対し、当該移行支援計画について説明し、文書によりその同意を得ているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第21条の２第５項準用 平24厚令16第21条第６項準用	移行支援計画
	（７）児童発達支援管理責任者は、移行支援計画を作成した際には、当該移行支援計画を入所給付決定保護者に交付しているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第21条の２第５項準用 平24厚令16第21条第７項準用	保護者に交付した記録 移行支援計画
	（８）児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。（（９）において「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも６月に１回以上、移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行っているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第21条の２第４項準用	移行支援計画 アセスメント及びモニタリングに関する記録
	（９）児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、入所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 一　定期的に入所給付決定保護者及び障害児に面接すること。 二　定期的にモニタリングの結果を記録すること。	平24厚令16第57条 平24厚令16第21条の２第６項準用 平24厚令16第21条第９項準用	モニタリング記録 面接記録
	(10)（２）、（３）、（５）から（７）まで及び（９）の規定は、（８）に規定する入所支援計画の変更について準用しているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第21条の２第10項準用	(2)、(3)、(5)から(7)まで及び(9)に掲げる確認資料
17　児童発達支援管理責任者の責務	（１）児童発達支援管理責任者は、16及び16の２に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第22条第１項準用	
	一　18に規定する検討及び必要な援助並びに19に規定する相談及び援助を行うこと。		相談及び援助を行っていることが分かる書類（ケース記録等）
	二　他の従業者に対する技術指導及び助言を		他の従業者に指

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	行うこと。		導及び助言した記録
	（２）児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第22条 第２項準用	適宜必要と認める資料
18　検討等	指定医療型障害児入所施設は、障害児について、その心身の状況等に照らし、指定通所支援、指定障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスを利用することにより、当該障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、居宅において日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、入所給付決定保護者及び障害児の希望等を勘案し、必要な援助を行っているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第23条 準用	適宜必要と認める資料
19　相談及び援助	指定医療型障害児入所施設は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第24条 準用	適宜必要と認める資料
20　支援	（１）指定医療型障害児入所施設は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援を行っているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第25条 第１項準用	個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等
	（２）指定医療型障害児入所施設は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて生活指導を行っているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第25条 第２項準用	個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等
	（３）指定医療型障害児入所施設は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に支援を行っているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第25条 第３項準用	個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等
	（４）指定医療型障害児入所施設は、常時１人以上の従業者を支援に従事させているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第25条 第４項準用	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表
	（５）指定医療型障害児入所施設は、障害児に対して、当該障害児に係る入所給付決定保護者の負担により、当該指定医療型障害児	平24厚令16第57条 平24厚令16第25条 第５項準用	従業者名簿 雇用契約書 個別支援計画

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	入所施設の従業者以外の者による支援を受けさせていないか。		サービス提供の記録 業務日誌等
21　食事	（1）指定医療型障害児入所施設において、障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとなっているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第26条 第１項準用	適宜必要と認める資料
	（2）食事は、（1）の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものとなっているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第26条 第２項準用	適宜必要と認める資料
	（3）調理は、あらかじめ作成された献立に従って行っているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第26条 第３項準用	適宜必要と認める資料
	（4）指定医療型障害児入所施設は、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第26条 第４項準用	適宜必要と認める資料
22　社会生活上の便宜の供与等	（1）指定医療型障害児入所施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行っているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第27条 第１項準用	適宜必要と認める資料
	（2）指定医療型障害児入所施設は、障害児が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、当該障害児又はその家族が行うことが困難である場合は、入所給付決定保護者の同意を得て代わって行っているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第27条 第２項準用	適宜必要と認める資料
	（3）指定医療型障害児入所施設は、常に障害児の家族との連携を図るとともに、障害児とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第27条 第３項準用	適宜必要と認める資料
23　健康管理	（1）指定医療型障害児入所施設は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、入所した障害児に対し、入所時の健康診断、少なくとも１年に２回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行っているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第28条 第１項準用	適宜必要と認める資料
	（2）指定医療型障害児入所施設は、（1）にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の	平24厚令16第57条 平24厚令16第28条 第２項準用	適宜必要と認める資料

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定医療型障害児入所施設は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しているか。 児童相談所等における障害児の入所前の健康診断 ／ 入所した障害児に対する障害児の入所時の健康診断 障害児が通学する学校における健康診断 ／ 定期の健康診断又は臨時の健康診断		
	（３）指定医療型障害児入所施設の従業者の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払っているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第28条 第３項準用	適宜必要と認める資料
24　緊急時等の対応	指定医療型障害児入所施設の従業者は、現に指定入所支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに他の専門医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第29条 準用	緊急時対応マニュアル ケース記録 事故等の対応記録
25　障害児の入院期間中の取扱い	指定医療型障害児入所施設は、障害児について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね３月以内に退院することが見込まれるときは、当該障害児及び当該障害児に係る入所給付決定保護者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定医療型障害児入所施設に円滑に入所することができるようにしているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第30条 準用	適宜必要と認める資料
26　給付金として支払を受けた金銭の管理	指定医療型障害児入所施設は、当該指定医療型障害児入所施設の設置者が障害児に係る平成24年厚生労働省告示第305号「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第31条の規定に基づきこども家庭庁長官が定める給付金」に定める給付金（給付金）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しているか。 一　当該障害児に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。障害児に係る金銭）をその他の財産と区分すること。 二　障害児に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。 三　障害児に係る金銭の収支の状況を明らか	平24厚令16第57条 平24厚令16第31条 準用 平24厚告305	適宜必要と認める資料

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	にする記録を整備すること。 四　当該障害児が退所した場合には、速やかに、障害児に係る金銭を当該障害児に取得させること。		
27　入所給付決定保護者に関する都道府県への通知	指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援を受けている障害児に係る入所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児入所給付費及び障害児入所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を都道府県に通知しているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第32条 準用	適宜必要と認める資料
28　管理者による管理等	（1）指定医療型障害児入所施設は、専らその職務に従事する管理者を置いているか。（ただし、指定医療型障害児入所施設の管理上支障がない場合は、当該指定医療型障害児入所施設の他の職務に従事させ、又は当該指定医療型障害児入所施設以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。）	平24厚令16第57条 平24厚令16第33条 第１項準用	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 勤務体制一覧表 従業員の資格証 管理者の雇用形態が分かる書類
	（2）指定医療型障害児入所施設の管理者は、当該指定医療型障害児入所施設の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行っているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第33条 第２項準用	業務等の管理を行っていることが分かる書類（運営規程、業務日誌等）
	（3）指定医療型障害児入所施設の管理者は、当該指定医療型障害児入所施設の従業者に平成24年厚生労働省令第16号第３章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第33条 第３項準用	従業員に遵守させるために必要な指揮命令を行ったことが分かる書類（業務日誌等）
29　運営規程	指定医療型障害児入所施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程（38において「運営規程」という。）を定めているか。 一　施設の目的及び運営の方針 二　従業者の職種、員数及び職務の内容 三　入所定員 四　指定入所支援の内容並びに入所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額 五　施設の利用に当たっての留意事項 六　緊急時等における対応方法 七　非常災害対策 八　主として入所させる障害児の障害の種類 九　虐待の防止のための措置に関する事項 十　その他施設の運営に関する重要事項	平24厚令16第57条 平24厚令16第34条 準用	運営規程

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
30　勤務体制の確保等	（1）指定医療型障害児入所施設は、障害児に対し、適切な指定入所支援を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第35条 第１項準用	従業者の勤務表
	（2）指定医療型障害児入所施設は、当該指定医療型障害児入所施設の従業者によって指定入所支援を提供しているか。（ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。）	平24厚令16第57条 平24厚令16第35条 第２項準用	勤務形態一覧表または雇用形態が分かる書類
	（3）指定医療型障害児入所施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第35条 第３項準用	研修計画、研修実施記録
	（4）指定医療型障害児入所施設は、適切な指定入所支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第35条 第４項準用	就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類
31　業務継続計画の策定等	（1）指定医療型障害児入所施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定入所支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第35条 の２第１項準用	業務継続計画
	（2）指定医療型障害児入所施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第35条 の２第２項準用	研修及び訓練を実施したことが分かる書類
	（3）指定医療型障害児入所施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第35条 の２第３項準用	業務継続計画の見直しを検討したことが分かる書類
32　定員の遵守	指定医療型障害児入所施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させていないか。（ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。）	平24厚令16第57条 平24厚令16第36条 準用	運営規程 利用者数が分かる書類（利用者名簿等）
33　非常災害対策	（1）指定医療型障害児入所施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報	平24厚令16第57条 平24厚令16第37条 第１項準用	非常火災時対応マニュアル（対応計画） 運営規程

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。		通報・連絡体制消防用設備点検の記録
	（２）指定医療型障害児入所施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第37条 第２項準用	避難訓練の記録 消防署への届出
	（３）指定医療型障害児入所施設は、（２）の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第37条 第３項準用	地域住民が訓練に参加していることが分かる書類
34　安全計画の策定等	（１）指定医療型障害児入所施設は、障害児の安全の確保を図るため、当該指定医療型障害児入所施設の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する施設外での活動、取組等を含めた指定医療型障害児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定医療型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第37条 の２第１項準用	安全計画に関する書類
	（２）指定医療型障害児入所施設は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、（１）の研修及び訓練を定期的に実施しているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第37条 の２第２項準用	研修及び訓練を実施したことが分かる書類
	（３）指定医療型障害児入所施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第37条 の２第３項準用	安全計画に関する書類
35　自動車を運行する場合の所在の確認	指定医療型障害児入所施設は、障害児の施設外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第37条 の３準用	自動車運行状況並びに所在を確認したことが分かる書類
36　衛生管理等	（１）指定医療型障害児入所施設は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第38条 第１項準用	衛生管理に関する書類
	（２）指定医療型障害児入所施設は、当該指定医療型障害児入所施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように	平24厚令16第57条 平24厚令16第38条 第２項準用	衛生管理に関する書類

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	、次に掲げる措置を講じているか。 ①　当該指定医療型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 ②　当該指定医療型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。 ③　当該指定医療型障害児入所施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施しているか。		委員会議事録 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針 研修及び訓練を実施したことが分かる書類
	（３）指定医療型障害児入所施設は、障害児の希望等を勘案し、適切な方法により、障害児を入浴させ又は清しきしているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第38条 第３項準用	ケース記録
37　協力歯科医療機関	指定医療型障害児入所施設（主として自閉症児を受け入れるものを除く。）は、あらかじめ協力歯科医療機関を定めているか。	平24厚令16第56条	適宜必要と認める資料
38　掲示	指定医療型障害児入所施設は、当該指定医療型障害児入所施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は、指定医療型障害児入所施設は、これらの事項を記載した書面を当該指定医療型障害児入所施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第40条 第１項・第２項準用	施設の掲示物又は備え付け閲覧物
39　身体拘束等の禁止	（１）指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第41条 第１項準用	個別支援計画 身体拘束等に関する書類
	（２）指定医療型障害児入所施設は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第41条 第２項準用	身体拘束等に関する書類（必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類等）
	（３）指定医療型障害児入所施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を	平24厚令16第57条 平24厚令16第41条	

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	講じているか。 ①　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 ②　身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。 ③　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しているか。	第３項準用	委員会議事録 身体拘束等の適正化のための指針 研修を実施したことが分かる書類
40　虐待等の禁止	（１）指定医療型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為（被措置児童等虐待）その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第42条 第１項準用	個別支援計画 虐待防止関係書類（研修記録、虐待防止マニュアル等） ケース記録 業務日誌
	（２）指定医療型障害児入所施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ①　当該指定医療型障害児入所施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 ②　当該指定医療型障害児入所施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。 ③　①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第42条 第２項準用	委員会議事録 従業者に周知したことが分かる書類 研修を実施したことが分かる書類 担当者が配置されていることが分かる書類（辞令、人事記録等） 適宜必要と認める資料
41 児童対象性暴力等の防止	（１）犯罪事実確認 一　把握している指定医療型障害児入所施設と、こまもろうシステムの利用状況（登録の有無）との間に齟齬がないか。 二　把握している指定医療型障害児入所施設の従業者数と比して、犯罪事実確認の実施済件数等が過少なものになっていないか。 三　いとま特例が適用される要件を充足して	平24厚令16第57条 平24厚令16第43条 準用	犯罪事実確認に関する資料（こども性暴力防止法に係る帳簿、「やむを得ない事情」のいずれかの事由に該当することを証する書類

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	いるか（やむを得ない事情に該当しているか。）。 四　いとま特例適用時に必要な措置を講じているか。		等）
	（2）その他の安全確保措置 一　早期把握 イ　障害児に対する日常的な観察を実施しているか。 ロ　障害児の発達段階及び特性並びに事業の特性に応じた定期的な面談又はアンケートを実施しているか。 ハ　児童対象性暴力等の疑いを把握した場合の適切な報告及び対応に関するルールを定め、従業者（この41において、障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）、障害児及び障害児の保護者へ周知しているか。		早期把握のための措置に関する資料（面談記録、アンケート等）
	二　相談 イ　指定医療型障害児入所施設において、相談員の選任又は相談窓口の設置を行い、障害児及び障害児の保護者へ周知しているか。 ロ　児童対象性暴力等に関する外部の相談窓口について、障害児及び障害児の保護者へ周知しているか。		相談員又は相談窓口の設置及びその周知を実施したことがわかる資料（事業者HPの画面、パンフレット等）
	三　研修 従業者に対し、こども性暴力防止法施行ガイドライン「Ⅴ．２．（３）対象業務従事者に対する研修」に記載する研修事項を対象として、座学及び演習を組み合わせる態様で研修を実施しているか。		研修を受講させたことがわかる資料（受講者名簿等）
	四　調査 イ　従業者による児童対象性暴力等が行われた疑いがあると認めるときは、その事実の有無及び内容について調査を実施しているか。 ロ　障害児の人権及び特性に配慮し、その名誉及び尊厳を害しないよう注意して調査を行っているか。 ハ　児童対象性暴力等を行った疑いがある従業者の人権及び特性にも配慮し、公正かつ中立に調査を行っているか。 ニ　調査は、事案の内容その他の事情に応じ、関係機関等との適切な連携の下で調査を行っているか。		調査に関する資料（実施した調査書等）

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	五　保護・支援 イ　障害児が従業者による児童対象性暴力等を受けたと認めるときは、その障害児の保護及び支援のための措置を実施しているか。 ロ　保護及び支援のための措置は、被害を受けた障害児が日常を取り戻し、落ち着いて教育、保育等を受けることができるようにすることを目的としているか。 ハ　障害児が従業者による児童対象性暴力等を受けたと認める場合、被害を受けた障害児と当該児童対象性暴力等を行ったと認める従業者との接触を回避しているか。 ニ　障害児が従業者による児童対象性暴力等を受けたと認める場合、被害を受けた障害児に対し、事案の内容等に応じた支援機関等の情報を提供しているか。 ホ　障害児が従業者による児童対象性暴力等を受けたと認める場合、被害を受けた障害児及び障害児の保護者からの相談に誠実に対応しているか。		保護・支援に関する資料（支援機関の情報提供に係る資料、業務記録等）
	六　防止措置 イ　早期把握に係る措置及び相談に係る措置その他の方法により把握した情報がある場合、当該情報について適切な事実確認等を行った上で防止措置を講じているか。 ロ　次の①～④に掲げる「児童対象性暴力等が行われるおそれ」の内容に応じた防止措置が講じられているか。 ①　犯罪事実確認の結果、特定性犯罪事実該当者であった場合：原則、指定児童発達支援としての業務に従事させない。 ②　障害児又は障害児の保護者から、従業者による児童対象性暴力等の被害の申告があった場合：被害が疑われる障害児と加害が疑われる従業者の接触を回避する。 ③　調査等の結果、児童対象性暴力等が行われたと合理的に判断される場合：原則、指定児童発達支援としての業務に従事させない。 ④　調査等の結果、不適切な行為が行われたと合理的に判断される場合：初回かつ軽微な場合は指導や研修受講命令を行うなど、段階的に対応する。指導にかかわらず同様の行為を繰り返す場合又は重大な不適切行為である場合に		防止措置に関する資料（勤務実績表、業務記録等）

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	は、③に準じた対応を行う。		
42　秘密保持等	（１）指定医療型障害児入所施設の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていないか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第44条 第１項準用	従業者及び管理者の秘密保持誓約書
	（２）指定医療型障害児入所施設は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第44条 第２項準用	従業者及び管理者の秘密保持誓約書 その他必要な措置を講じたことが分かる文書（就業規則等）
	（３）指定医療型障害児入所施設は、指定障害児通所支援事業者、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第44条 第３項準用	個人情報同意書
43　情報の提供等	指定医療型障害児入所施設は、当該指定医療型障害児入所施設に入所しようとする障害児が、適切かつ円滑に入所できるように、当該指定医療型障害児入所施設が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第45条 第１項準用	情報提供を行ったことが分かる書類（パンフレット等）
44　利益供与等の禁止	（１）指定医療型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（障害児相談支援事業者等）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定医療型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはいないか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第46条 第１項準用	適宜必要と認める資料
	（２）指定医療型障害児入所施設は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	平24厚令16第46条 第２項準用	適宜必要と認める資料
	（３）（１）及び（２）の「障害福祉サービスを行う者等」は、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定医療型障害児入所施設が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）		

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」なども当該規定に違反するものである。		
45　苦情解決	（１）指定医療型障害児入所施設は、その提供した指定入所支援に関する障害児又は入所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第47条 第１項準用	苦情受付簿 重要事項説明書 契約書 施設の掲示物
	（２）指定医療型障害児入所施設は、（１）の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第47条 第２項準用	苦情者への対応記録 苦情対応マニュアル
	（３）指定医療型障害児入所施設は、その提供した指定入所支援に関し、法第24条の15第１項の規定により都道府県知事（指定都市にあっては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては児童相談所設置市の市長とする。）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定医療型障害児入所施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は入所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第47条 第３項準用	市町村または都道府県からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類
	（４）指定医療型障害児入所施設は、都道府県知事からの求めがあった場合には、（３）の改善の内容を都道府県知事に報告しているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第47条 第４項準用	都道府県等への報告書
	（５）指定医療型障害児入所施設は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第47条 第５項準用	運営適正化委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる資料
46　地域との連携等	指定医療型障害児入所施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第48条 準用	適宜必要と認める資料

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
47　事故発生時の対応	（1）指定医療型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第49条 第１項準用	事故対応マニュアル 都道府県、市町村、家族等への報告記録
	（2）指定医療型障害児入所施設は、（1）の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第49条 第２項準用	事故の対応記録 ヒヤリハットの記録
	（3）指定医療型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第49条 第３項準用	再発防止の検討記録 損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料（賠償責任保険書類等）
48　記録の整備	（1）指定医療型障害児入所施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第51条 第１項準用	職員名簿 設備・備品台帳 帳簿等の会計書類
	（2）指定医療型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定入所支援を提供した日から５年間保存しているか。 一　入所支援計画及び移行支援計画 二　提供した指定入所支援に係る必要な事項の提供の記録 三　都道府県への通知に係る記録 四　身体拘束等の記録 五　苦情の内容等の記録 六　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	平24厚令16第57条 平24厚令16第51条 第２項準用	左記一から六までの書類
49　電磁的記録等	（1）指定障害児入所施設等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（9の（1）の受給者証記載事項又は5の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（2）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない	平24厚令16第58条 第１項	電磁的記録簿冊

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができているか。		
	（２）指定障害児入所施設等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができているか。	平24厚令16第58条第２項	適宜必要と認める資料
第５　変更の届出等	指定障害児入所施設の設置者は、設置者の住所その他児童福祉法施行規則で定める事項に変更があったときは、児童福祉法施行規則で定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。	法第24条の13 規則第25条の22	適宜必要と認める資料
第６　障害児入所給付費の算定及び取扱い		法第24条の２ 第２項	
１　基本事項	（１）指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関における指定入所支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第123号の別表「障害児入所給付費単位数表」の第２により算定する単位数に十円を乗じて得た額を算定しているか。	平24厚告123第一号	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	（２）（１）の規定により、指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関における指定入所支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に１円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	平24厚告123第二号	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
２　医療型障害児入所施設給付費	（１）指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、それぞれ所定単位数を算定しているか。ただし、地方公共団体が設置する指定医療型障害児入所施設の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。	平24厚告123の別表第２の１の注１	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	（２）指定医療型障害児入所施設で有期有目的の支援を行う場合又は指定発達支援医療機	平24厚告123の別表第２の１の注１	体制等状況一覧表、当該加算の届

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	関で有期有目的の支援を行う場合については、入所給付決定に当たり、一定期間の指定入所支援を行うことにより退所が可能であると都道府県知事が認めた障害児に対し、指定入所支援を行った場合に、障害児の障害種別に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。	の２	出書等
（減算が行われる場合）	（３）指定医療型障害児入所施設に係る医療型障害児入所給付費の算定に当たって、次の①又は②のいずれかに該当する場合に、それぞれ①又は②に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。 ①　障害児の数が平成24年厚生労働省告示第271号「こども家庭庁長官が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」第四号の表の上欄に該当する場合　同表下欄に定める割合 ②　指定入所支援の提供に当たって、平成24年厚生労働省令第16号「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（指定入所基準）第57条において準用する指定入所基準第21条の規定に従い、入所支援計画が作成されていない場合　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合 （一）入所計画が作成されていない期間が３月未満の場合　100分の70 （二）入所計画が作成されていない期間が３月以上の場合　100分の50	平24厚告123の別表第２の１の注２ 平24厚告271第四号	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
（身体拘束廃止未実施減算）	指定医療型障害児入所施設が、やむを得ず身体拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合又は身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 イ　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ロ　身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ハ　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施することとしているか。	平24厚告123の別表第２の１の注３	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 第４の39に定める確認文書等

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
（虐待防止措置未実施減算）	指定医療型障害児入所施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 イ　当該指定医療型障害児入所施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 ロ　当該指定医療型障害児入所施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。 ハ　イ及びロに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。	平24厚告123の別表第２の１の注３の２	第４の40に定める確認文書等
（業務継続計画未策定減算）	指定入所基準第57条において準用する指定入所基準第35条の２第１項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の３に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	平24厚告123の別表第２の１の注３の３	第４の31に定める確認文書等
（情報公表未報告減算）	法第33条の18第１項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	平24厚告123の別表第２の１の注３の４	適宜必要と認める資料
（重度障害児支援加算）	（１）平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十八号に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、重度障害児（次のイに規定する障害児又は次のハに規定する肢体不自由児をいう。）に対し、指定入所支援を行った場合（指定医療型障害児入所施設にあっては、該当する重度障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に、重度障害児の障害種別に応じ、重度障害児支援加算として、１日につき、所定単位数を加算しているか。ただし、強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算していないか。 イ　主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設において、次の①又は②のいずれかに該当する障害児に対し指定入所支援を行った場合（ロに該当する場合を除く。） ①　次のいずれかに該当する知的障害児又は自閉症児であって、知能指数がおおむね35以下と判定されたもの	平24厚告123の別表第２の１の注４ 平24厚告269第十八号	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	（一）食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活活動の介助を必要とし、社会生活への適応が著しく困難である者 （二）頻繁なてんかん様発作又は失禁、食べられないものを口に入れる、興奮、寡動その他の問題行為を有し、監護を必要とする者 ②　盲児、ろうあ児又は肢体不自由児であって知能指数がおおむね50以下と判定されたもの ロ　主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設において、イに掲げる障害児であって、次の①から③までのいずれかに該当するものに対し指定入所支援を行った場合 ①　６歳未満である者 ②　医療型障害児入所施設を退所後３年未満である者 ③　入所後１年未満である者 ハ　主として肢体不自由児を入所させる指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、次の①又は②のいずれかに該当する肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合 ①　各種補装具を用いても身体の移動が困難である者 ②　機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活動作の大部分に介助を必要とする者		
	（２）（１）の重度障害児支援加算を算定している指定医療型障害児入所施設であって、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」の第十八号の二に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設において、（１）のイの ①の(二)に規定する者に対し、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」の第十七号の三に該当する指定入所支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告123の別表第２の１の注４の２ 平24厚告269第十八号の二 平24厚告269第十三号の二準用 平24厚告270第十六号の二 平24厚告270第一号の八準用	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
（重度重複障害児加算）	重度障害児支援加算の（１）に該当する重度障害児であって、視覚障害、聴覚若しくは平衡機能の障害、音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能又は肝臓の機能の障害をいう。）、	平24厚告123の別表第２の１の注５	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	知的障害又は精神障害（知的障害を除く。）のうち３以上（主として肢体不自由児に対し指定施設入所支援を行う場合にあっては、２以上）の障害を有するもの（重症心身障害児を除く。）に対し、指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、重度重複障害児加算として、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算していないか。		
（強度行動障害児特別支援加算）	平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十八号の三に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、次のイ又はロに掲げる指定入所支援を行った場合に、強度行動障害児特別支援加算として、１日につき所定単位数を加算しているか。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、所定単位数を加算しているか。ただし、イ又はロのいずれかの加算を算定しているときは、その他の加算は算定していないか。 イ　平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十七号の五のイに適合する強度の行動障害を有する児童に対して、同告示第十七号の三に適合する指定入所支援を行った場合（強度行動障害児特別支援加算（Ⅰ）） ロ　平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十七号の五のロに適合する強度の行動障害を有する児童に対して、同告示第十七号の四に適合する指定入所支援を行った場合（強度行動障害児特別支援加算（Ⅱ））	平24厚告123の別表第２の１の注５の２ 平24厚告269の第十八号の三 平24厚告269の第十四号準用 平24厚告270の第十七号の五 平24厚告270の第十四号準用 平24厚告270の第十七号の三 平24厚告270の第一の八準用 平24厚告270の第十七号の四 平24厚告270の第八号の三準用	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
（乳幼児加算）	指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において乳幼児である肢体不自由児（重症心身障害児を除く。）に対し、指定入所支援を行った場合に、乳幼児加算として、１日につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告123の別表第２の１の注６	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
（心理担当職員配置加算）	平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十八号の四に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設（主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合を除く。）において、指定入所支援を行った場合に、心理担当職員配置加算として、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算していない	平24厚告123の別表第２の１の注７ 平24厚告269第十八号の四	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	か。		
（公認心理師）	公認心理師を１人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設（心理担当職員配置加算を算定している医療型障害児入所施設に限る。）において、指定入所支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告123の別表第２の１の注８	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
（ソーシャルワーカー配置加算）	障害児が指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に入所し、又は退所後に地域における生活に移行するに当たり、障害児の家族及び地域との連携の強化を図るために、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、社会福祉士等を１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、１日につき40単位を所定単位数に加算しているか。	平24厚告123の別表第２の１の注９	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
３　自活訓練加算	（１）個別訓練を行うことにより地域社会で自活することが可能であると都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。）が認めた障害児に対し、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」の第十九号に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設において、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」の十五に適合する自活に必要な訓練（自活訓練）を行った場合に、当該障害児１人につき360日間を限度として所定単位数を加算しているか。	平24厚告123の別表第２の２の注１ 平24厚告269の第十九号 平24厚告270の第十五号	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	（２）自活訓練加算（Ⅰ）については自活訓練加算（Ⅱ）以外の場合に、自活訓練加算（Ⅱ）については自活訓練を行うための居室をそれ以外の居室がある建物の同一敷地内に確保することが困難である場合であって、当該建物と密接な連携が確保できる範囲内の距離にある借家等において自活訓練を行ったときに、所定単位数を加算しているか。	平24厚告123の別表第２の２の注２	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	（３）同一の障害児について、同一の指定医療型障害児入所施設に入院中１回を限度として加算しているか。	平24厚告123の別表第２の２の注３	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
４　福祉専門職員配置等加算	（１）福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）については、指定入所基準第52条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されてい	平24厚告123の別表第２の３の注１	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	る従業者又は指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する者のうち、看護職員及び保育士であるものを除く。）のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。		
	（２）福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）については、指定入所基準第52条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する者のうち、看護職員及び保育士であるものを除く。）のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、（１）の福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定していないか。	平24厚告123の別表第２の３の注２	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	（３）福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）については、次の①又は②のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、（１）の福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は（２）の福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）を算定している場合は、算定していないか。 ①　指定入所基準第52条の規定により置くべき児童指導員若しくは保育士又は指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する児童指導員又は保育士に限る。）（児童指導員等）として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。 ②　児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、３年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。	平24厚告123の別表第２の３の注３	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
5　保育職員加配加算	（1）保育機能の充実を図るため、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、児童指導員又は保育士を１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告123の別表第２の３の２の注１	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	（2）保育機能の充実を図るため、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」の第十九号の二に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告123の別表第２の３の２の注２ 平24厚告269第十九号の二	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
6　家族支援加算	指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、施設従業者（栄養士及び調理員を除く。）が、入所支援計画に基づき、あらかじめ入所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族（障害児のきょうだいを含む。）等に対する相談援助を行った場合に、イ又はロそれぞれについて、１日につき１回及び１月につき２回を限度として、イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれに掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、７の地域移行加算を算定しているときは、算定していないか。 イ　家族支援加算（Ⅰ） ⑴　障害児の家族等の居宅を訪問して相談援助を行った場合 ㈠　所要時間１時間以上の場合 ㈡　所要時間１時間未満の場合 ⑵　指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関等において対面により相談援助を行った場合 ⑶　テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合 ロ　家族支援加算（Ⅱ） ⑴　対面により他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合 ⑵　テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合	平24厚告123の別表第２の３の３の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
7　地域移行加算	入所期間が１月を超えると見込まれる障害児の退所に先立って、指定入所基準第52条の規定により置くべき従業者又は指定発達支援医療機関の職員が、当該障害児に対して、退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該障害児が退所後生活する居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して退所後の障害児の生活に	平24厚告123の別表第２の４の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	ついての相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中２回を限度として所定単位数を加算し、当該障害児の退所後30日以内に当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後１回を限度として所定単位数を加算しているか。ただし、当該障害児が、指定医療型障害児入所施設で有期有目的の支援を行う場合又は指定発達支援医療機関で有期有目的の支援を行う場合を算定している場合であって入所中の場合又は退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあっては、加算していないか。		
８　移行支援関係機関連携加算	指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、移行支援計画の作成又は変更に当たって、関係者（都道府県、市町村及び教育機関並びに指定特定相談支援事業者又は基幹相談支援センターその他の障害児の自立した日常生活又は社会生活への移行に関係する者をいう。）により構成される会議を開催し、当該移行支援計画に係る障害児への移行支援について、関係者に対して専門的な見地からの意見を求め、必要な情報の共有及び当該障害児の移行に係る連携調整を行った場合に、１月につき１回を限度として、所定単位数を加算しているか。	平24厚告123の別表第２の４の２の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
９　体験利用支援加算	（１）現に指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に入所している障害児であって、重症心身障害児、重度障害児又は平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十七号の六に適合する強度の行動障害を有する児童であるもの（移行支援計画において体験利用が計画されているものに限る。）が、現に入所している指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関を退所する予定日から遡って１年間において体験利用を行う場合に、施設従業者（栄養士及び調理員を除く。）が、次のイ及びロのいずれにも該当する支援を行った場合に、１回につき、 ・体験利用支援加算（Ⅰ）については、３日以内 ・体験利用支援加算（Ⅱ）については、５日以内 の期間について、２回を限度として所定単位数を加算しているか。 イ　体験利用の利用の日における新たな環境への適応に対する支援その他の便宜の提供 ロ　体験利用に係る事業者その他の関係者	平24厚告123の別表第２の４の３の注１ 平24厚告270第十七号の六	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	との連絡調整その他の相談援助		
	（２）体験利用は、次に掲げる加算に応じ、それぞれ次に定める活動としているか。 イ　体験利用支援加算（Ⅰ）　障害福祉サービス（障害者総合支援法第５条第１項に規定する障害福祉サービスをいう。以下同じ。）の体験的な利用その他の体験活動（宿泊を伴うものに限る。） ロ　体験利用支援加算（Ⅱ）　障害福祉サービスの体験的な利用その他の体験活動（イに定めるものを除く。）	平24厚告123の別表第２の４の３の注２	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
10　要支援児童加算	（１）要支援児童加算（Ⅰ）については、指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関が、現に入所している者であって、要保護児童（法第６条の３第８項に規定する要保護児童をいう。）又は要支援児童（同条第５項に規定する要支援児童をいう。）であるものに対する指定入所支援について、児童相談所その他の公的機関又は当該児童の主治医等（「児童相談所等関係機関」という。）との連携を図るため、当該障害児に係る会議を開催又は児童相談所等関係機関が開催する会議に参加し、児童相談所等関係機関との情報の共有及び連携調整を行った場合に、１月に１回を限度として、所定単位数を加算しているか。	平24厚告123の別表第２の４の４の注１	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	（２）要支援児童加算（Ⅱ）については、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十九号の三に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、要保護児童又は要支援児童に対して平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十七号の七に適合する心理支援を行った場合に、１月につき４回を限度として、所定単位数を加算しているか。	平24厚告123の別表第２の４の４注２ 平24厚告269第十九号の三 平24厚告270第十七号の七	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
11　集中的支援加算	（１）集中的支援加算（Ⅰ）については、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十七号の六に適合する強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に訪問させ、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して、広域的支援人材が中心となって当該児童に対し集中的に支援を行ったときに、３月以内の	平24厚告123の別表第２の４の５注１ 平24厚告270第十七号の六	広域的支援人材を受け入れたことが確認できる資料 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	期間に限り１月に４回を限度として所定単位数を加算しているか。		
	（２）集中的支援加算（Ⅱ）については、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十七号の六に適合する強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合において、集中的な支援を提供できる体制を備えているものとして都道府県知事が認めた指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関が、他の指定通所支援を行う事業所、指定障害児入所施設、指定発達支援医療機関等から当該児童を受け入れ、集中的な支援を実施した場合に、３月以内の期間に限り１日につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告123の別表第２の４の５注２ 平24厚告270第十七号の六	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
12　小規模グループケア加算	平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第二十号に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、障害児に対し小規模なグループによる指定入所支援を行った場合（当該障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に、以下のイ～ハに掲げる、当該グループでケアする障害児の数に応じ、当該障害児１人につき所定単位数を加算しているか。ただし、ハについては、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」の適用前に建設された指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関であって、都道府県知事が適当と認めたものに限り、所定単位数を加算しているか。 イ　小規模グループケア加算（Ⅰ）　障害児の数が４人から６人まで ロ　小規模グループケア加算（Ⅱ）　障害児の数が７人又は８人 ハ　小規模グループケア加算（Ⅱ）　障害児の数が９人又は10人	平24厚告123の別表第２の５の注 平24厚告269第二十号	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
13　福祉・介護職員処遇改善加算（令和６年５月31日まで）	平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十八号に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。14及び15において同じ。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、	平24厚告123の別表第２の６の注 平24厚告270第十八号 平24厚告270第二号準用	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）　２から12までにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数 ロ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）　２から12までにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数 ハ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）　２から12までにより算定した単位数の1000分の32に相当する単位数		
14　福祉・介護職員等特定処遇改善加算 （令和６年５月31日まで）	平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十九号に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設が、就学児に対し、指定入所支援を行った場合には当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定していないか。 イ　福祉・介護職員特定処遇改善特別加算（Ⅰ）　２から12までにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数 ロ　福祉・介護職員特定処遇改善特別加算（Ⅱ）　２から12までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数	平24厚告123の別表第２の７の注 平24厚告270第十九号 平24厚告270第三号準用	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
15　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 （令和６年５月31日まで）	平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第二十号に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合は、２から12までにより算定した単位数の1000分の38に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	平24厚告123の別表第２の８の注 平24厚告270第二十号 平24厚告270第三号の二準用	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
16　福祉・介護職員等処遇改善加算 （令和６年６月１日以降）	（１）平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十八号に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。（２）において同じ。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算してい	平24厚告123の別表第２の６の注１ 平24厚告270第十八号 平24厚告270第二号準用	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	るか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 イ　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） ２から12までにより算定した単位数の1000分の191に相当する単位数 ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） ２から12までにより算定した単位数の1000分の187に相当する単位数 ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） ２から12までにより算定した単位数の1000分の148に相当する単位数 ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） ２から12までにより算定した単位数の1000分の127に相当する単位数		
	（２）令和７年３月31日までの間、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十八号に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設（（１）の加算を算定しているものを除く。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 ①　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑴ ２から12までにより算定した単位数の1000分の153に相当する単位数 ②　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑵ ２から12までにより算定した単位数の1000分の170に相当する単位数 ③　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑶ ２から12までにより算定した単位数の1000分の149に相当する単位数 ④　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑷ ２から12までにより算定した単位数の1000分の166に相当する単位数 ⑤　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑸ ２から12までにより算定した単位数の1000分の132に相当する単位数 ⑥　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑹ ２から12までにより算定した単位数の1000分の128に相当する単位数 ⑦　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑺ ２から12までにより算定した単位数の1000分の144に相当する単位数 ⑧　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑻	平24厚告123別表第２の６の注２ 平24厚告270第十八号 平24厚告270第二号準用	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	２から12までにより算定した単位数の1000分の110に相当する単位数 ⑨　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑼ ２から12までにより算定した単位数の1000分の140に相当する単位数 ⑩　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑽ ２から12までにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数 ⑪　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑾ ２から12までにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数 ⑫　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑿ ２から12までにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数 ⒀　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⒀ ２から12までにより算定した単位数の1000分の101に相当する単位数 ⒁　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⒁ ２から12までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数		

（注）下線を付した項目が標準確認項目